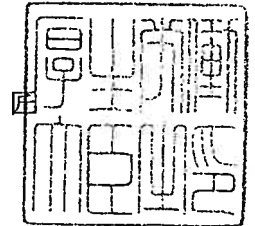


厚生労働省発科0705第1号
令和元年7月5日

武蔵村山市長 藤野 勝 殿

厚生労働大臣 根 本



国立感染症研究所村山庁舎の運営等に係る確認事項について

「国立感染症研究所村山庁舎の運営等に関する要望書」（令和元年7月1日）
については、7月1日付け確認事項（別添）に沿って対応します。

厚生労働大臣 確認事項

令和元年7月1日
厚生労働省

以下の5項目については、厚生労働省及び国立感染症研究所の責任において対応する。

- 1 国立感染症研究所村山庁舎（以下、「村山庁舎」という。）の施設運営は、市民の安全・安心の確保を最優先に対応する。また、災害や事故に備えるため、国として、市、警察、消防等の関係機関とも連携し、周辺住民に対する円滑な連絡や状況説明について、責任を持って対応する体制を構築するほか、このような市との連携も踏まえ、施設及び施設周辺の安全対策や事故・災害対策及び避難対応の強化をこれまで以上に進める。
- 2 村山庁舎のBSL-4施設の使用は、感染者の生命を守るために必要な診断や治療等に関する業務に特化する。また、一種病原体の分与に関しては、引き続き、周辺住民へ説明を行うとともに、十分な理解が得られるよう努める。なお、制約なく研究目的で使用することにに対する地域住民の懸念を払拭できるよう、コミュニケーションを積極的に行いながらBSL-4施設を使用する。
万が一事故等が発生した場合には、施設内での業務を直ちに停止するとともに、周辺住民や市に対する情報提供を含め、その対応を速やかに行う。
- 3 今後とも村山庁舎の施設運営の透明性を確保するため、国立感染症研究所 村山庁舎 施設運営連絡協議会を継続して開催し、BSL-4施設の使用状況を報告するとともに、施設見学会や説明会も継続的に実施し、積極的な情報開示や地域とのコミュニケーションを推進する。また、村山庁舎のBSL-4施設運営に当たっては、外部有識者を活用したチェック体制を確保する。
- 4 施設の老朽化も踏まえ、日本学術会議の提言等も参考にし、武蔵村山市以外の適地におけるBSL-4施設の確保について検討し、結論を得る。
このため、本年度の厚生労働科学研究班による報告書が提出された後、速やかに、BSL-4施設の移転について具体的な検討を行うとともに、武蔵村山市職員を検討組織に参画させる。
- 5 施設及び施設周辺の安全対策や事故・災害対策及び避難対応の更なる強化や周辺住民の生活環境に配慮した環境整備に努める。
その具体的な内容については、武蔵村山市の要望等を踏まえ、検討するとともに、その実現に向けて努力する。